る。
・　教職の魅力を発信するとともに，学校における働き方改革の実現により，教師がその能力を最大限発揮できるようにすることで，新たな時代の教育に対応できる質の高い教師の確保を進める。

目標（１７）ICT利活用のための基盤の整備

初等中等教育段階について，①情報活用能力（必要な情報を収集・判断・表現・処理・創造し、受け手の状況などを踏まえて発信・伝達できる能力（ICTの基本的な操作スキルを含む）や，情報の科学的理解，情報社会に参画する態度）の育成，②主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善に向けた各教科等の指導におけるICT活用の促進，③校務のICT化による教職員の業務負担軽減及び教育の質の向上，④それらを実現するための基盤となる学校のICT環境整備の促進に取り組む。また，私立学校についても，国公立学校の状況を勘案しつつ，ICT環境整備を推進する。

高等教育段階について，教育の質向上の観点からICTの利活用を積極的に推進する。また，ICTの活用による生涯を通じた学習機会の提供を推進する。

（測定指標）
・教師のICT活用指導力の改善
・学習者用コンピューターを３クラスに１クラス分程度整備
・普通教室における無線LANの100%整備
・超高速インターネットの100%整備
・ICTを活用した教育を実施する大学の割合の改善
（参考指標）
・児童生徒の情報活用能力
・校務のICT化による教職員の業務負担軽減の効果

○　情報活用能力の育成
・　新学習指導要領において，情報活用能力（情報モラルを含む。）が学習の基盤となる資質・能力として位置付けられたことを踏まえ，その育成に係る優れたカリキュラム・マネジメント事例を創出し，普及を図る。また，情報モラルの育成を推進するため，指導資料や啓発資料の作成・配布等を行うとともに，官民が連携してプログラミング教育の推進に向けた指導事例の創出・普及等，教師の指導力向上を図る取組を行う。さらに，放課後にプログラミング等のICTに関する継続的・発展的な学習機会の提供の促進を図る。

○　各教科等の指導におけるICT活用の促進
・　教師のICTを活用した指導力の向上を図るための指導資料の作成・配布や指導的立場の教師等への研修を行うとともに，主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善に向けたICT活用実践事例の創出及び普及を図る。
・　多様性ある学習や専門性の高い授業等を実現させる観点から，遠隔教育の推進を図る。
・　障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供に向け，障害の状態等に応じた情報保障やコミュニケーションの方法，教材（ICT及び補助用具を含む。）の活用について配慮するよう周知を行う。